

香美町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及び香美町総合戦略に基づき、香美町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から香美町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を前項の金額に加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44

年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算とすることができる。)

(ウ) 過去10年以内に移住支援金を受給した世帯に属する者でないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が18歳以上となり申請する場合で、当該申請をした日から起算して5年を経過した者で、かつ兵庫県及び香美町が適当と認めた場合を除く。

(エ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に香美町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 香美町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他兵庫県又は香美町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合

- (ア) 勤務地が、兵庫県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住先での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワ

ーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 香美町職員等との面談による移住相談を行った上で農林水産業又は町長が適当と認める業種に就業すること。

(5) 起業に関する要件 1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、同一世帯に属していたこと。

イ 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月1日以降に香美町に転入したこと。

エ 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、香美町移住支援金交付申請書(様式第1号)、就業証明書(様式第2号)及び本人確認書類(以下「申請書類等」という。)を提出しなければならない。

2 世帯向けの金額を申請する場合は、申請書類等に加え、要件を満たすことを証する書類のほか、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに香美町移住支援金交付決定通知書(様式第3号)(以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、香美町移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに香美町移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第5号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 兵庫県及び香美町は、兵庫県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、香美町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当すると認めた場合には、当該移住支援金の全額又は2分の1に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び香美町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、香美町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ この要綱に基づく交付決定を取り消された場合

オ 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に香美町から転出した場合
(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、兵庫県と香美町が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

附 則 (令和4年2月24日告示第33号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日告示第50号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第76号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月14日告示第91号)

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。